

酒々井町特別職報酬等審議会

答 申 書

令和8年8月28日

1 はじめに

本審議会は、町長から諮問を受け、議会議員の議員報酬の額について、令和8年5月25日及び令和8年7月10日の2回にわたり慎重に審議を行った。

審議に当たっては、議会から提出された議員報酬改定の要望内容をはじめ、県内及び近隣自治体の議員報酬額、議員定数の状況、町民所得の推移、職員給与の推移、町財政の見通し、政務活動の状況等について事務局から説明を受け、これらの資料を基に多角的な視点から議論を重ねた。

2 審議の経過

現在の議員報酬月額が26万5千円であり、議会からは月額約30万円程度への引上げ要望が提出されていることから、その必要性及び妥当性について審議を行った。

審議では、議員報酬は単なる生活費ではなく、議員活動に対する対価であるとの認識を共有するとともに、議員活動の充実、人材確保の観点、町民負担や財政状況などを総合的に勘案して検討を進めた。

また、平成6年以来、議員報酬が長期間据え置かれていることや、近年の物価上昇を考慮すべきとの意見があることから、議員報酬額の改定について幅広く議論した。

3 主な論点

(1) 議員報酬引上げの必要性について

議員報酬については、平成6年以降、大きな改定が行われておらず、その間の物価上昇や社会経済情勢の変化を踏まえると、一定の見直しは必要であるとの意見があった。また、議員活動を専業として担う者や、議員活動に多くの時間を費やす者が存在する中で、安定した活動基盤を確保するためには、一定程度の報酬水準が必要であるとの理解も示された。

しかしながら、報酬額を引き上げることによって、必ずしも議員の質の向上や立候補者の増加につながるとは限らないとの指摘もあり、報酬額だけではなく、議員活動の内容や成果が重要であるとの意見があった。

(2) 議員活動に要する経費について

町では政務活動費制度を設けていないことから、議員は調査研究活動、広報活動等に必要な経費を報酬の中から負担している状況であること、議員の政務活動に係る支出額は平均で月額約2万5千円程度であることが確認された。しかし、個人差が大きく、月額約5万円を支出している議員や全く支出していない議員もいることも示され

た。

これについては、「報酬の中から活動経費を支出していることを考慮すれば、一定の増額要素として考えるべきである。」

一方で、「現行報酬の範囲内で活動できている実態もあり、直ちに大幅な増額理由とはならない。」

との両面から意見が出された。

また、政務活動費を別途制度化する場合には、使途の透明性確保や報告制度などについて十分な検討が必要であるとの意見があった。

（３）町財政及び町民負担への配慮について

町の財政状況については、今後、人口減少、社会保障費の増加、公共施設等の維持管理費の増大などにより、厳しい財政運営が見込まれ、基金残高の減少など将来的な財政負担を踏まえると、大幅な報酬引上げには慎重な判断が必要であるとの意見が示された。

また、物価高騰や実質賃金の伸び悩みなどにより、町民生活が厳しい状況にある中で、月額３０万円程度への引上げをそのまま実施することについては、町民の理解を得るための十分な根拠と説明が必要であるとの意見が多く出された。

（４）議員定数と報酬額の関係について

議員定数については、１６人から１４人へ削減されたことについて、議会改革の取組として評価する意見があった。

しかし、定数削減による財源効果を報酬増額へ反映する考え方については、議員活動の内容や成果について、町民へ十分な説明が必要であると共に、町の人口規模に対する議員数が近隣市と比較して多い状況にあり、定数と報酬のバランスについて引き続き検討が必要との意見もあった。

４ 審議の結果（答申）

本審議会は、議会から要望された月額３０万円程度への議員報酬引上げについて慎重に審議した結果、現時点において３０万円程度への増額は妥当ではないとの結論に至った。

しかし、議員報酬が長期間据え置かれていること、近年の物価上昇、議員活動に必要な経費を報酬の中から負担している実態等を総合的に勘案すると、一定程度の報酬改定を行う必要性は認められるとの判断に至った。

したがって、本審議会としては、現行の議員報酬月額26万5千円に対し、次の事項を踏まえた上で、月額28万5千円を上限とする範囲内で増額することを妥当と認める。

- ① 増額の根拠及び必要性について、議員自身が町民に対し十分な説明を行うこと。
- ② 議員活動の内容や成果について積極的に情報発信し、町民の理解と信頼の向上に努めること。
- ③ 議員定数の在り方についても、町民理解を得ながら、将来の人口動態や議会機能を踏まえて継続的に検討すること。
- ④ 今後の報酬水準については、町の財政状況、社会経済情勢、町民所得等を踏まえ、適切な時期に検証を行うこと。

5 その他の意見

- ・ 議員報酬の改定は、単に報酬額の調整にとどまらず、議会活動の充実、議員の責任、町民からの信頼確保と一体的に考える必要がある。
- ・ 議員活動に必要な経費の透明性を高める観点から、政務活動費制度を含めた議員活動への支援の在り方について、今後も検討されたい。
- ・ 今後、議員報酬の改定を検討する際には、町民の理解が十分得られる客観的かつ明確な根拠を示した上で議論を進めることが望ましい。
- ・ 町民におかれては、議員が相応の報酬を得て公務に従事していることを踏まえ、厳正な目をもって選挙においてその適格性を判断するとともに、日々の活動についても継続的に注視されたい。

●資料

【第1回審議会資料】

- ① 酒々井町議会議員報酬の適正化に関する資料の提出（かがみ文）
- ② 令和7年酒々井町議会・議員の活動日数調査

- ③ 近隣自治体議員一人当たりの人口比較等
- ④ 改正報酬所得額算出表
- ⑤ 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議書
- ⑥ 町村議会の議員報酬の適正化の促進に関するご理解とご協力をお願いについて
- ⑦ 県内町村議会の議員定数・報酬等の状況
- ⑧ 県内市議会の議員定数・報酬等の状況
- ⑨ 酒々井町議会議員報酬の推移
- ⑩ (抜粋) 議会改革特別委員会調査報告書
- ⑪ (抜粋) 第11回議会改革特別委員会会議録
- ⑫ (抜粋) 第12回議会改革特別委員会会議録

その他資料

- ① 住民1千人当たりの議員定数表 (県内町村議員定数と月額報酬の比較)
- ② 住民1万人当たりの議員定数表 (印旛郡市内町村議員定数と月額報酬の比較)
- ③ 住民1万人当たりの議員定数表 (類似団体町村議員定数と月額報酬の比較)
- ④ 印旛郡市別平均所得額
- ⑤ 県内町村別平均所得額
- ⑥ 酒々井町特別職報酬等審議会答申書 (令和2年1月31日)

追加資料

- ・議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議 (令和6年7月10日付け全国町村議会議長会及び都道府県会長会)
- ・特別職等の給料等月額一覧

【第2回審議会資料】

- ① 酒々井町議会議員の活動費調査表
- ② 議員一人あたり年間所得と町民平均所得の比較
- ③ 議員の期末手当の支給状況
- ④ 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (抜粋)
- ⑤ 酒々井町財政健全化計画
- ⑥ 一般職職員の給料表改定率 (H27～R7)
- ⑦ 職員の平均年齢、平均給料月額 (H27～R7)

●特別職報酬等審議会開催日

第1回 令和8年5月25日

第2回 令和8年7月10日

第3回 令和8年8月28日

●特別職報酬等審議会委員

会 長 秋山 義継

副会長 川島 貞夫

委 員 関根 勇夫

斉藤 広

小池 敬子

櫻井 照嘉